

様式第10号その4（別表関係）

脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書・個票

【蓄電池】

法人（名称・代表者の職・氏名）

個人（氏名）

（申請者） 氏名・名称

設置場所	<input type="checkbox"/> 住所表示 <input type="checkbox"/> 地番 小田原市		
事業着手日 ※契約日（受注日）又は着 工日のいずれか早い方	年	月	日
事業完了日 ※引渡日（引渡日）又は支 払日のいずれか遅い方	年	月	日
導入方法	自己所有	・	リース
補助対象施設の民生部門 該当有無	有	・	無
蓄電容量（※）	kWh		
総事業費（税込）	円		
総事業費（税抜）	円		
補助対象事業費（税抜）(A)	円		
補助金実績額(A)×2/3 ※千円未満切捨て	千円		
（以下は契約形態がリースであるときのみ記載）			
補助金充当前のリース料等の総額（税 抜）(B)	円		
補助金充当後のリース料等の総額（税抜） (C)	円		

差額 (B) - (C)	円
(以下は契約形態が P P A であるときのみ記載)	
PPA 契約期間における総充電想定量 (D)	kWh
補助金充当前のサービス単価 (E)	円 / kWh
補助金充当後のサービス単価 (F)	円 / kWh
サービス控除料 (D) × (E-F)	円

※蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

【チェックリスト】

(蓄電池)

<input type="checkbox"/>	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
<input type="checkbox"/>	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
<input type="checkbox"/>	PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
<input type="checkbox"/>	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
<input type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
<input type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
業務用蓄電池（20kwh 超）	
<input type="checkbox"/>	小田原市火災予防条例（昭和 37 年条例第 29 号）で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
家庭用蓄電池（20kwh 以下）	

<input type="checkbox"/>	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
<input type="checkbox"/>	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」又は「IEC62619」に準拠したものであること。
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量 10 kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
<input type="checkbox"/>	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。
再エネ一体型屋外照明用蓄電池	
<input type="checkbox"/>	「JIS C 0920-1993」における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。